

議案第16号

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	区域	名称	区域
大府長草工業地区 整備計画区域	略	大府長草工業地区 整備計画区域	略
大府長草西部工業 地区整備計画区域	<u>知多都市計画大府長草西部工業地区計画の区域に おいて地区整備計画が定められた区域</u>		
別表第2（第4条―第9条関係）		別表第2（第4条―第9条関係）	
対象区域	制限	対象区域	制限
名称   計画		名称   計画	

改正後				改正前			
	地区				地区		
大府長草 工業地区 整備計画 区域	略	略	略	大府長草 工業地区 整備計画 区域	略	略	略
大府長草 西部工業 地区整備 計画区域	A地 区	用途の 制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築しては ならない。 <u>1 工場又は研究施設</u> <u>2 倉庫</u> <u>3 次に掲げる用途に供する建築物（前2号の 建築物に関連するものに限る。）</u> <u>(1) 事務所</u> <u>(2) 自動車車庫</u> <u>(3) 保育所</u> <u>(4) 守衛室その他これに類する施設の管 理上必要となる建築物</u> <u>4 前各号の建築物に附属するもの</u>				
		容積率	10分の20				

改正後				改正前			
		<u>の最高 限度</u>					
		<u>建蔽率</u>	<u>10分の6</u>				
		<u>の最高 限度</u>					
		<u>敷地面 積の最 低限度</u>	<u>5,000平方メートル</u>				
		<u>壁面の 位置の 制限</u>	<p><u>後退距離は、4メートル以上でなければなら ない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建 築物又は建築物の部分については、この限りで ない。</u></p> <p><u>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ の合計が12メートル以下である建築物又は 建築物の部分</u></p> <p><u>2 守衛室及び自転車置場その他これらに類 する用途に供する建築物又は建築物の部分 のうち、軒の高さが3メートル以下で、かつ、 後退距離の限度に満たない部分の床面積の</u></p>				

改正後				改正前			
			合計が15平方メートル以内であるもの				
<u>B地区</u>	<u>用途の制限</u>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 倉庫</p> <p>2 <u>次に掲げる用途に供する建築物（前号の建築物に関連するものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>自動車車庫</u></p> <p>(2) <u>保育所</u></p> <p>(3) <u>守衛室その他これに類する施設の管理上必要となる建築物</u></p> <p>3 <u>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2及び令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</u></p> <p>4 <u>事務所</u></p> <p>5 <u>前各号の建築物に附属するもの</u></p>					
	<u>容積率</u>	<u>A地区に同じ。</u>					

改正後				改正前			
		<u>の最高 限度</u>					
		<u>建蔽率</u>	<u>A地区に同じ。</u>				
		<u>の最高 限度</u>					
	C地 区	<u>壁面の 位置の 制限</u>	<u>A地区に同じ。</u>				
		<u>用途の 制限</u>	<u>B地区に同じ。</u>				
		<u>容積率</u>	<u>A地区に同じ。</u>				
		<u>の最高 限度</u>					
<u>建蔽率</u>	<u>A地区に同じ。</u>						
<u>の最高 限度</u>							
<u>壁面の 位置の 制限</u>	<u>後退距離は、1メートル以上でなければならな い。</u>						

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、知多都市計画大府長草西部工業地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 大府長草西部工業地区整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告(同項の規定による公共施設に関する工事の完了の公告がある場合には、当該公告)があるまでの間における改正後の大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第2大府長草西部工業地区整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の20」とあるのは、「10分の5」とする。
- 3 大府長草西部工業地区整備計画区域に係る都市計画法第36条第3項の規定による開発行為に関する工事の完了の公告があるまでの間における改正後の条例別表第2大府長草西部工業地区整備計画区域の項の規定の適用については、同項中「10分の6」とあるのは、「10分の3」とする。